

新学習指導要領に向けた実践研究の成果に関する調査研究

1. 趣 旨

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施のため、新学習指導要領等の趣旨を踏まえた教育課程の編成や、一人一人の障害の状態等に応じた指導方法の改善・充実について、先導的な実践研究を実施する。また、平成30年度に採択した課題について、最終年度となることから、実践研究の成果の調査分析や普及を実施する。

2. 事業の内容

本事業において平成30年度に採択した課題（別添研究一覧参照）について調査・分析を行い、事業成果のとりまとめを行うとともに、その成果を普及するための取組を実施する。

3. 事業の実施方法（企画提案書（事業実施提案書）の作成）

（1）研究組織

委託を受けた団体は、研究を総括する研究代表者や分担する担当者を指定し、必要に応じて外部の有識者を含めるなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。当該実施体制については、企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

（2）文部科学省との連携

委託を受けた団体は、事業の実施にあたり文部科学省と必要に応じて連携するものとする。

4. 事業期間、事業規模（予算）及び採択件数等

事業期間：契約締結日～令和3年3月31日（1年間）

事業規模：1件当たり600万円程度

採択件数：1件程度を予定（採択件数は審査委員会が決定する。）

※令和2年度予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始できないことに留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

別添

平成30年度採択 新学習指導要領に向けた実践研究

	委託先組織	事業概要
1	秋田県教育委員会	・主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善を行い、効果的な指導内容・指導方法等を明らかにする。 ・地域資源を活用した学習活動における指導計画や指導内容の検討と整理を行い、教育課程の編成を行う。
2	石川県教育委員会	主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組み、指導内容や指導方法等の改善・充実を図る。
3	福井県教育委員会	地域企業等と学校が連携・協力した、生徒の職業教育・就労支援ならびに自立と社会参加に向けた教育課程の研究を行う。
4	千葉県教育委員会	・小学部段階から連続したキャリア教育を推進するための教育課程の編成や指導方法等について研究する。 ・各教科等を合わせた指導について、各教科の内容や評価の観点の明確化を図り効果的な指導方法について研究する。
5	京都府教育委員会	授業改善研究等により、共生社会の形成に貢献する「系統性ある社会に開かれた教育課程」を具現化する。
6	大阪府教育委員会	・外部人材を活用し、教育課程改善プランの検討・評価を行い、小・中・高一貫したキャリア教育の充実を図る。 ・キャリア教育の視点で教育課程を見直し、外部人材を活用し主体的・対話的で深い学びのある授業改善を図る。
7	鳥取県教育委員会	個々の実態を多面的に整理・分析し、習得した知識及び技能が生きて働く授業改善を教科横断的に取り組む。
8	山口県教育委員会	技能検定やコミュニティ・スクールの取組を生かした特別支援学校の教育課程や指導方法の改善について研究する。
9	熊本県教育委員会	学習評価を指導計画につなぐ教育課程の構造化と各教科内容表の活用によるカリキュラム・マネジメントの充実を図る。
10	国立大学法人筑波大学	学習に難しさがある肢体不自由児に対し適切な指導目標を設定する手続きを整備し、学びの連続性を担保する。
11	国立大学法人熊本大学	未来を拓く資質能力を育成する教育課程の開発に向けた、授業改善を軸としたカリキュラム・マネジメントの探究に取り組む。
12	国立大学法人鹿児島大学	知的障害教育においてカリキュラム・マネジメントの実現を図る方策及び手続きを明らかにするための研究に取り組む。
13	学校法人横浜訓盲学院	盲ろうに対応したアセスメントを用い、実態把握・指導計画・実践・評価の研究を、専門機関と連携して行う。

14	福島県教育委員会	新学習指導要領を踏まえ知的障がいのある児童生徒の自立と社会参加に向けた教科指導の充実を目指す実践研究
15	埼玉県教育委員会	主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、ICTの活用を図りながら授業づくりを実践し、病弱児への効果的な指導内容・方法について研究する
16	高知県教育委員会	障害種別に応じた、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の改善に関する先導的な実践研究を行う。
17	国立大学法人筑波大学	主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、ICTを活用した効果的な指導内容・方法について研究する。
18	国立大学法人群馬大学	国語科を中心に図書館の利活用と読書活動の充実を図り、特別支援学校の図書館機能の充実について考察する。
19	広島県教育委員会	視覚障害がある幼児児童生徒の主体的に学ぶ力を育成するため、学校図書館の充実等、読書環境の整備を図る。
20	国立大学法人金沢大学	社会との接続を意識し、子供たちが、社会的・職業的自立に向けた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す。
21	国立大学法人香川大学	児童生徒に育てたい力を明確にし、教科等横断的な視点で授業間・学部間の指導内容の系統性を検討する。
22	国立大学法人高知大学	知的障害教育校のこれからの時代に即した教育課程の編成とその展開について実践研究を行い成果を発信する。

政策課題対応型調査研究

1. 趣旨

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、諸外国の状況や我が国の実態について調査・分析を行い、その成果を政策立案等に活用する。

2. 事業の内容

①盲ろう児に対する特別支援教育

盲ろう児に対する特別支援教育については、盲ろう児が視覚障害や聴覚障害などの単一障害を有する者と比べて数が少ないため、指導事例が蓄積されにくく、担当教員間の知見の共有がなされにくいという課題がある。

このため、国内における盲ろう児に対する指導事例（乳幼児相談の実践事例を含む）を収集し、指導や支援のポイントを整理した上で、盲ろう児に対する特別支援教育関係者が利用しやすいよう、インターネット上に公開する。また、担当教員の専門性向上のための取組の在り方について研究するほか、今後の行政的な支援策の検討に資するため、諸外国における盲ろう児に対する教育体制に関する情報等を調査する。

②聴覚障害児に対する外国語等の指導法

新学習指導要領の外国語科の英語については、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けることを目的としているところ。一方、聴覚障害児においては、その障害の特性から、「聞くこと」、「話すこと」の学習について困難さを有している。このため、英語教育において、我が国と英語を公用語としていない諸外国（アジア及び西欧の国を含む全3カ国以上）の特別支援学校（聴覚障害）小学部から高等部（諸外国においては相当する学校）における指導で、ASL (American Sign Language)と調査国において主に使用されている手話の種類とそれぞれの使用状況、その指導方法と評価方法及びその指導による成果等を調査し、比較する。

③特別支援学校教諭の養成課程に関する実態の把握・分析

特別支援学校在籍者の増加や重複障害学級在籍者割合の増加などの特別支援学校を取り巻く状況の変化に対応できるよう、教員の専門性の確保に向けた養成課程の充実策を検討することが期待されている。

このため、特別支援学校教諭の養成課程を設置する相当数の大学に対し書面調査等

を行い、各大学において教育職員免許法施行規則第七条表第一欄から第三欄に位置付けている科目の具体的な内容や単位数について把握し、特別支援学校教諭の養成課程の現状と課題を分析する。

3. 事業の実施方法（企画提案書（事業実施計画書）の作成）

（1）研究組織

委託を受けた団体は、研究を総括する研究代表者や分担する担当者を指定し、必要に応じて外部の有識者を含めるなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。当該実施体制については、企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

特に、「①盲ろう児に対する特別支援教育」については、既存の研究成果や実践を活用できるよう、研究組織の構成に留意すること。

（2）文部科学省との連携

委託を受けた団体は、事業の実施にあたり文部科学省と必要に応じて連携するものとする。

4. 事業期間、事業規模（予算）及び採択件数等

①について

事業期間：契約締結日～令和3年3月31日

事業規模：1件当たり900万円程度

採択件数：1件を予定（採択件数は審査委員会が決定する。）

②及び③について

事業期間：契約締結日～令和3年3月31日

事業規模：1件当たり300万円程度

採択件数：1件を予定（採択件数は審査委員会が決定する。）

※令和2年度予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始できないことに留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

政策課題対応型先導研究

1. 趣旨

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、指導計画や評価方法を開発し、それらを実証・評価することで、先導的なモデルの構築を目指す。

2. 事業の内容

①農福連携

令和元年6月に「農福連携推進ビジョン」(農福連携等推進会議)が策定され、

- ・特別支援学校における農業実習の充実
- ・ハローワーク、障害者就労施設、特別支援学校、農業法人等との連携強化等を推進することとされたところ。

研究に当たっては、農福連携を推進するためのステークホルダー(教育委員会、農政部局、福祉部局、労働部局、特別支援学校、ハローワーク等が考えられる。既存の農福連携に関する組織を活用することも可能。)からなる協議会(※)を設置し、ステークホルダー間の連携の強化を図るとともに、特別支援学校高等部において、農業実習をはじめとする農福連携に係る指導計画等の開発・評価を実施する。

- ・ステークホルダーからなる協議会の設置とステークホルダー間の連携の強化に当たっては、設置までの手順等と連携の仕方や手続き等を整理すること。
- ・農福連携を推進するための年間指導計画、単元毎の指導計画、評価の規準を作成すること。

(※)なお、農林水産省が実施する農山漁村振興交付金(農福連携の推進)の普及啓発等推進対策事業(別添資料参照)を通じて、都道府県には農福連携に関するワンストップ窓口が設置されることが期待される。本研究協議会の構成員には、研究終了後の農福連携を視野に入れ、ワンストップ窓口設置にかかる関係機関も参画することが望ましい。

②読書活動

「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成30年4月閣議決定)において、学校で障害のある子供の読書活動に取り組むことを規定されている。また、新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るため、自主的、自発的な読書活動を充実することを規定したところ。

特別支援学校において、図書館の活用や言語能力の育成を図るための自主的、自発

的な読書活動に係る指導計画等の開発・評価を実施する。

- ・特別支援学校における読書活動を推進するための、年間指導計画，単元毎の指導計画，評価の規準を作成すること。

③特別支援学校小学部（知的障害）のプログラミング教育

新小学部・中学部学習指導要領において，論理的思考力を身に付けるため，プログラミングを体験することを規定したところ。

特別支援学校（知的障害）小学部において，「小学校プログラミング教育の手引（第二版）」（平成30年11月文部科学省）の「A 学習指導要領に例示されている単元等を実施するもの」又は「B 学習指導要領に例示されていないが，学習指導要領に示される各教科等の内容を指導する中で実施するもの」に分類されるプログラミング教育に係る教材の開発と指導計画等の開発・評価を実施する。

- ・プログラミング教育に係る教材（A又はB分類のもの。プラグド，アンプラグドを問わない。）を開発すること。
- ・プログラミング教育に係る年間指導計画，単元毎の指導計画，評価の規準を作成すること。

④特別支援学校小学部（知的障害）の外国語活動

新小学部・中学部学習指導要領において，小学部の知的障害児に対して，外国語活動を実施できると新たに規定したところ。

特別支援学校小学部（知的障害）において，外国語活動に係る指導計画等の開発・評価を実施する。

- ・外国語活動に係る年間指導計画，単元毎の指導計画，評価の規準を作成すること。

⑤その他

上記の①～④以外の政策的課題に係る指導計画等の開発・評価を実施する。

- ・設定した政策的課題を踏まえ，年間指導計画，単元毎の指導計画，評価の規準を作成すること。

3. 事業の実施方法（企画提案書（事業実施提案書）の作成）

（1）研究組織

委託を受けた団体は，研究を総括する研究代表者や分担する担当者を指定し，必要に応じて外部の有識者を含めるなど，研究組織を整備し，計画的に研究を進めるものとする。当該実施体制については，企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

(2) 研究協力校

委託を受けた団体は、特別支援学校の中から実践研究を行う学校を指定する（以下、指定を受けた学校を「研究協力校」という）。その場合、単一の学校を指定することも、複数の学校を指定することも可能。研究協力校においては、通常の校務分掌とは別に研究の担当者を指定し、必要に応じて外部の有識者を含めるなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。指定された学校等の情報については、企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

(3) 研究協力校間の連携

複数の指定校を指定して研究を行う場合、研究協力校は、地域や学校の実態等に応じ、様々な観点から研究を行うため、互いに連携して研究を実施するものとする。

(4) 協議会組織

「①農福連携」の委託を受けた団体は、農福連携を推進するための関係機関の職員等で構成する協議会組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。組織については企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

(5) 指導助言組織

委託を受けた団体は、事業を進める上で必要な指導助言を受けるための外部有識者等で構成する指導助言組織を整備し、効果的な研究となるよう事業を進めるものとする。組織については企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

(6) 文部科学省との連携

委託を受けた団体は、事業の実施にあたり文部科学省と必要に応じて連携するものとする。

(7) その他

研究協力校は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間満了後2年間程度にわたり、他校等からの学校訪問や研究に関する情報提供の依頼に応ずるよう努めるものとする。

また、本事業は、教育課程の特例を定める事業とはしていないことから、教育課程内の範囲において本事業を実施するものとする。

4. 事業期間、事業規模（予算）及び採択件数等

事業期間：契約締結日～令和5年3月31日（最長3年間）

事業規模：1件当たり250万円程度（ただし、予算状況によっては各年度の計画額に変動が生じる可能性がある。）

採択件数：

- ①農福連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件程度を予定
- ②読書活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件程度を予定
- ③特別支援学校小学部（知的障害）のプログラミング教育・・1件程度を予定
- ④特別支援学校小学部（知的障害）の外国語活動・・・・・・・・1件程度を予定
- ⑤その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件程度を予定

※採択件数は審査委員会が決定する。

※令和2年度予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始できないことに留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領（案）（抄）

制定
29 農振第 2271 号
平成 30 年 3 月 28 日
農林水産省農村振興局長通知

最終改正 令和 2 年 月 日付け 農振第 号

第 1 趣旨

農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振 2325 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 2 の 1 の（ 2 ）のオの農福連携対策の実施については、実施要綱及び農山漁村振興交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2327 号農林水産事務次官依命通知）によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容等

本事業は、障害者等の雇用及び就労を通じた農業経営の発展に必要となる農業生産施設、加工施設、販売施設等の整備、福祉と連携した農林水産業に関わる活動等を行う次に掲げる取組を支援するものとする。その具体的な事業内容、選定要件、交付率及び助成額については、別表に定めるものとする。

1 農福連携整備事業

障害者や生活困窮者等の雇用、就労等を目的とした農業生産施設、加工施設、販売施設等の整備を行う取組

2 農福連携支援事業

福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、農業生産施設等の管理者、当該施設等で農林水産業に従事する障害者及び生活困窮者等が、専門家の指導により農産物等の生産技術、加工技術等を習得することを支援する取組並びに分業体制の構築及び作業マニュアルの作成を行う取組

3 農福連携人材育成支援事業

農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材、障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材等の農福連携の推進に係る専門人材の育成等を行う取組

4 普及啓発等推進対策事業

農福連携の全国展開に向け、農福連携の普及啓発等を推進する取組、農業と新たな福祉分野との連携及び農福連携の推進に係る調査、研究等を行う取組並びに都道府県の農福連携の推進強化に資する取組

第 3 事業実施主体

1 別表の事項 1、2、3 及び 4 の（ 1 ）の事業を実施する場合にあっては、農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、地域協議会、民間企業とする。

なお、地域協議会にあっては、構成員として市町村を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意していることとする。

- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の継承者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計及び監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

2 別表の事項 4 の (2) の事業を実施する場合には、都道府県とする。

第 4 事業実施期間

次に掲げる事業の実施期間の上限は、原則として、それぞれ次に掲げるところによる。

- 1 別表の事項 1、2 及び 3 の事業については、2 年間とする。
- 2 別表の事項 4 の事業については、1 年間とする。

第 5 事業の公募

事業の公募については、別に定める公募要領により、農村振興局長が事業実施提案書の公募を行い、次に掲げる者（以下「地方農政局長等」という。）が交付金交付候補者の選定を行うものとする。

- 1 別表の事項 1、2 及び 3 の事業を実施しようとする地域が、次に掲げる都道府県に所在する場合には、それぞれ次に掲げる者
 - (1) 北海道 農村振興局長
 - (2) 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長
 - (3) (2) 以外の都道府県 地方農政局長
- 2 別表の事項 4 の (1) の事業を実施しようとする場合には、農村振興局長

第 6 事業の実施手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の策定等

事業実施主体は、第 5 の選定を受けてから 1 月以内に、実施要綱第 3 の農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）及び実施要綱第 4 の事業実施計画を策定し、次に定める様式及び別紙様式第 4 号により地方農政局長等へ提出するものとする。

なお、振興推進計画及び事業実施計画の提出に当たっては、地域協議会が事業実施主体となる場合には、地域協議会の設立を確認できる資料を添付するものとする。

- (1) 別表の事項 1 及び 2 の事業の様式は、別紙様式第 1 号とする。
- (2) 別表の事項 3 の事業の様式は、別紙様式第 2 号とする。
- (3) 別表の事項 4 の事業の様式は、別紙様式第 3 号とする。

2 振興推進計画策定の留意事項

振興推進計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 振興推進計画には、当該計画の実施期間内において実現しようとする目標を定めること。別表の事項 1、2 及び 3 の事業にあつては、雇用及び就労、売上げ、交流人口、人材育成人数等に係る数値目標を定めること。なお、目標を定めるに当たっては、事業の取組に対応した目標とな

- るようにすることとする。
- (2)(1)の目標の実現状況等を評価するための指標(以下「評価指標」という。)が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。
- (3)振興推進計画の目標及び評価指標の設定内容に対して、取組の内容が妥当であること。
- 3 事業実施計画策定の留意事項
- (1)事業実施計画の策定に当たっては、別表の事項1、2及び3の事業の開始年度において、目標年度(開始年度から起算して3年目の年度をいう。以下同じ。)までの取組内容を記載するものとする。
- (2)別表の事項1の交付率及び助成額2の(3)の事業については、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、助成額の上限を2,500万円とする。また、当該事業は新たに農福連携に取り組む者を重点的に支援する。
- ア農福連携の取組を取り入れて経営改善を積極的に進めるための事業実施計画であること。
- イ農福連携のモデル的な取組として全国的な横展開に資するものであること。
- ウ農福連携の取組に当たり地域の福祉団体等関係団体との連携が確実であること。
- エ事業開始年度から目標年度までの各年度において、農業経営の発展のため経営分析を行う事業実施計画であること。
- 4 地方農政局長等は、1により提出された振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、実施要綱、実施要領等に照らして適切であると認める場合は、これを承認するものとする。
- 5 事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度において、1年目の成果及び実績を考慮した上で、別紙様式第5号により年度別事業実施計画を策定し、これを別紙様式第6号と併せて4月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 6 地方農政局長等(農村振興局長を除く。)は、4により承認した振興推進計画及び事業実施計画については別紙様式第7号により、5により報告された年度別事業実施計画については別紙様式第8号により、農村振興局長に報告するものとする。
- 7 1から4までの規定並びに6の振興推進計画及び事業実施計画に係る規定は、振興推進計画及び事業実施計画の変更のうち次に掲げるものについて準用する。この場合において、1の規定中「第5の選定を受けてから1月以内に」とあるのは「振興推進計画及び事業実施計画を変更するとき」と読み替えるものとする。
- (1)総事業費の3割を超える増減
- (2)事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3)各事業の追加及び廃止
- 8 交付金交付決定前の着手
- (1)交付対象事業の着手は、原則として、地方農政局長等からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した農山漁村振興交付金交付決定前着手届を地方農政

局長等に提出するものとする。

- (2) 農山漁村振興交付金交付決定前着手届の様式は、別紙様式第9号とする。

第7 助成

実施要綱第5により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費については、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに工事費等(第14の1に掲げる経費とする。)とする。

なお、人件費(賃金等)の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

第8 実施基準等

別表の選定要件7に掲げる基準は、次のとおりとする。

- 1 別表の事項1及び2の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。
 - (1) 自立的かつ継続的な取組であって、農福連携の取組の全国展開に資するものと見込まれること。
 - (2) 障害者等の雇用及び就労を確保しつつ地域農業の維持を図ること、農業生産施設で生産された農産物及びその加工品を直売所で販売すること等を通じ地域交流並びに地域コミュニティの維持を図ること、農業の有する福祉的機能(癒しを与える機能等)を通じて障害者の生きがいの創出並びにリハビリ及び介護を図ること等に積極的に取り組むことが確実であること。
- 2 別表の事項3の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。
 - (1) 自立的かつ継続的な取組であって、農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材、障害者就労施設等による農作業請負(施設外就労)のマッチングを支援する人材等の農福連携の推進に係る専門人材の育成等を行う取組の全国展開に資するものと見込まれること。
 - (2) 障害者の就労を促進しつつ地域農業の維持を図ること、農作業等を通じ地域交流及び地域コミュニティの維持を図ること等に積極的に取り組むことが確実であること。
- 3 別表の事項1の事業を実施する場合にあっては、1の基準と併せて、次に掲げる基準を満たすこととする。
 - (1) 事業実施計画における施設の利用計画(以下「利用計画」という。)について、施設が必要かつ適切な規模であるとともに、利用計画に沿って施設が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数(以下「耐用年数」という。)の期間にわたり適切に利用されると認められること。
 - (2) 資金の融通を受ける場合にあっては、資金調達方法が明示されており、事業実施計画における償還計画が作成されるとともに、当該計画が確実に実行されると見込まれること。

- (3) 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完成した施設等を対象とするものではないこと。
- (4) 用地の買収、貸借等に要する費用、補償費並びに既存施設の取壊し及び撤去に係る経費が、事業の対象経費となっていないこと。
- (5) 事業の用に供する用地等について、事業実施主体が所有権を有すること若しくは賃借権の設定を受けていること又はこれらの権利を得ることが確実であること。
- (6) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく占有の許可、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく許可等を必要とするときは、事業実施主体が、関係法令の定めるところにより、これらを受けることができることが確実であること。
- (7) 古品又は古材を事業の用に供する場合にあっては、資材の有効利用、事業費の抑制等の観点から、事業実施の実情に即し必要があると認められること。また、次に掲げる条件を満たしていること。
 - ア 古品又は古材を利用することにより事業費が抑制されること。
 - イ 利用する古品又は古材の材質、規格、型式等について、新品又は新資材と統一的な利用とする上で不都合がないものであり、かつ、新品又は新資材と同程度の耐用年数を有するものであること。
 - ウ 古品又は古材の補修費は、交付対象に含まれていないこと。
- (8) 交付対象とする施設等は、原則として耐用年数が 5 年以上のものであること。また、整備された施設等は、共同利用施設とすること。
- (9) 目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果が少ないものは、交付対象としないこと。
- (10) 施設等の規模については、類似する施設等に比べて著しく過大となっていないこと。
- (11) 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。
- (12) 都道府県又は市町村が事業実施主体の負担分を負担する場合においては、国の負担額が、事業費から当該都道府県又は当該市町村等が負担する合計金額を差し引いた金額を上回っていないこと。
- (13) 農産物を加工又は販売する施設の整備にあっては、事業実施主体が経営する農業生産施設において生産される農産物及び当該事業実施主体と連携して農業生産を行う者が生産する農産物が、当該施設における加工又は販売に供される農産物の過半を占めるものであること。
- (14) 農業生産施設の整備に当たっては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産省事務次官依命通知）の記に基づくこと。
- (15) 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）を参考に費用対効果分析を行うこと。

(別表)

事 項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
<p>1 農福連携整備事業</p>	<p>障害者や生活困窮者の雇用及び就労を目的とする農業生産施設、農産物の加工販売施設並びに高齢者の生きがい及びリハビリを目的とした農業生産施設又はそれらの附帯施設（休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等）の整備</p>	<p>事項1及び2の事業を行う場合にあつては、1から5まで及び7の要件をすべて満たすこと。 事項3を行う場合にあつては、6及び7の要件を満たすこと。</p> <p>1 事業実施主体が農福連携の取組により障害者等を受け入れる農業生産施設等の存する土地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定による市街化区域内にある場合にあつては、次に掲げるいずれかの土地を利用していること。</p> <p>（1）生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地</p> <p>（2）都市計画法第18条の2に定める基本方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に定める基本計画等において、保全の方針が示されている農地</p> <p>（3）農地以外の土地であつて、都市計画法等により農福連携の取組を行う農業生産施設等としての利用が認められている土地</p> <p>2 農産物等の生産、地域内での販売等、地域コミュニティへの貢献及び地域交流に係る取組並びに障害者等の作業の内容に係る通年計画を策定すること。</p>	<p>1 交付率は、2分の1以内とする。</p> <p>2 一事業実施主体当たりの助成額の上限は、整備区分ごとに次のとおりとする。</p> <p>（1）簡易整備型（比較的安価な設備投資による農業生産施設及び附帯施設の整備）については、200万円とする。</p> <p>（2）高度営農支援型（収益性の高い複合的な営農形態の導入又は農産物の生産、加工、販売等を併せて行う農業生産施設等の整備）については、1,000万円とする。</p> <p>（3）農業経営支援型（農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる農業生産施設等の整備）については、2,500万円とする。ただし、第6の3の（2）に掲げるアからエまでの条件を満たす場合に限る。</p> <p>（4）介護・機能維持型（高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした農業生産施設及び附帯施設の整備）については、400万円とする。</p>

<p>2 農福連携支援事業</p>	<p>農福連携の取組を行う農業生産施設等の管理者、当該施設に従事する障害者及び生活困窮者等が、専門家の指導により農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成</p>	<p>3 目標年度までに、事業実施主体が整備した農業生産施設等に従事する障害者や生活困窮者の人数が5名以上増加すること。ただし、その過半数は障害者であるものとする。</p> <p>4 事業実施主体が整備した農業生産施設等の利用が障害者ではなく高齢者である場合にあっては、目標年度までに、要介護認定を受けた高齢者数が、5名以上増加すること。</p> <p>5 農福連携整備事業と農福連携支援事業は、原則として、併せて実施すること。</p>	<p>1 交付率は、定額とする。</p> <p>2 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり150万円とする。ただし、事項1に掲げる事業のうち交付率及び助成額2の(3)に掲げる整備と併せて実施する場合にあっては、各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり300万円とする。</p> <p>3 分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合にあっては、40万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できるものとする。</p>
<p>3 農福連携人材育成支援事業</p> <p>(1) 農福連携サポーター育成・派遣支援事業</p> <p>(2) 施設外就労コーディネーター育成支援事業</p>	<p>(1) 農福連携サポーター育成・派遣支援事業 農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材の育成及び派遣を行う取組</p> <p>(2) 施設外就労コーディネーター育成支援事業 障害者就労施設等による農作業請負(施設外就労)のマッチングを支援する人材の育成を行う取組</p>	<p>6 農福連携サポーター育成・派遣支援事業及び施設外就労コーディネーター育成支援事業を行う場合にあっては、事業実施主体が育成した人材や派遣する人材の活動範囲が、複数市町村にまたがる等、広域的に実施するものであること。</p> <p>7 実施要領第8に掲げる基準に適合するものであること。</p>	<p>(1) 農福連携サポーター育成・派遣支援事業 ア 交付率は、定額とする。 イ 各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり400万円とする。</p> <p>(2) 施設外就労コーディネーター育成支援事業 ア 交付率は、定額とする。 イ 各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり400万円とする。</p>

		<p>上記2の「地域内」とは、農福連携の取組を行う農業生産施設等が所在する市区町村の区域内を指す。</p> <p>生活困窮者とは、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)により実施されている生活困窮者自立相談支援事業において、就労に向けた支援計画(プラン)が作成されている者とする。</p>	
<p>4 普及啓発等推進対策事業</p> <p>(1) 普及啓発等推進事業</p> <p>(2) 都道府県支援事業</p>	<p>(1) 普及啓発等推進事業</p> <p>農福連携の全国展開に向け、農福連携の普及啓発等を推進する取組並びに農業と新たな福祉分野との連携及び農福連携の推進に係る調査、研究等を行う取組並びにプロモーション等の取組</p>	<p>農福連携の全国展開に資する取組であること。</p>	<p>(1) 普及啓発等推進事業</p> <p>ア 交付率は、定額とする。</p> <p>イ 取組ごとの上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>
	<p>(2) 都道府県支援事業</p> <p>ワンストップ窓口の設置に係る取組、農業経営体に対する普及啓発の取組その他の都道府県が農福連携の推進を強化する取組</p>	<p>農福連携の推進に向け、都道府県単位での農福連携の推進強化に資する取組であること。</p>	<p>(2) 都道府県支援事業</p> <p>ア 交付率は、定額とする。</p> <p>イ 1都道府県当たりの助成額の上限は、1,000万円とする。</p>